**平成２３年（フ）第１４８８号**
堺市中区福田762番地５　コンフォルト福田401号、前住所堺市美原区太井290番地11
債務者　稲田電気こと　稲田　敏郎
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１８０７号**
堺市北区蔵前町１丁11番10―314号
債務者　名幸　芳進
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第７０号**
大阪府羽曳野市高鷲10丁目６―11、住民票上の住所大阪府松原市上田７丁目１番１―102号
債務者　小嶋　貴広
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第８３号**
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目20番１号
債務者　近藤　千草
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１６４号**
大阪府柏原市大県３丁目５番６―102号
債務者　白柏　寛久
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第４３号**
兵庫県西宮市甲陽園西山町２番３―502号、住民票上の住所広島市安佐南区山本１丁目18番17―201号
債務者　長谷川　章
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６１号**
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目２番23号
債務者　佐久眞　覚
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６２号**
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目２番23号
債務者　佐久眞君代
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６６号**
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目７番23号
債務者　脇坂　康弘
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４８５号**
兵庫県加古川市尾上町養田180番地の14
債務者　西村　珠貴（旧姓増本）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第６２号**
兵庫県姫路市網干区興浜344番地２
債務者　松本　繁紀
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第７６号**
兵庫県加古川市尾上町今福234番地の７
債務者　田中　和彦
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第８０号**
兵庫県加古川市加古川町粟津323―２、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町粟津571番地の６
債務者　下村典男こと　下村　典夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１３７６号**
広島市安佐南区長束４丁目13番26―201号Ａ棟
債務者　松永　　章
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１５号**
広島市西区観音新町３丁目１―47、住民票上の住所広島市安佐北区白木町大字市川2187番地６
債務者　川畑　歩美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１３９号**
広島市南区堀越１丁目６番13号
債務者　菅　　徹也（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１４０号**
広島市南区堀越１丁目６番13号
債務者　菅　　裕子（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部